

兵庫県不妊症等に関する支援推進条例

兵庫県保健医療部健康増進課主幹 谷 圭祐

兵庫県は、「不妊症等に関する支援推進条例」を制定した（令和7年条例第31号として、令和7年6月13日公布、同年7月1日施行）。不妊症対策に特化した全国初の条例である。「安心して不妊治療等を受けられる環境づくり」を目指している。

1 不妊治療は「特別」じゃない ——なぜこの条例が必要だったのか

近年、晩婚化やライフスタイルの変化により、妊娠・出産のタイミングは遅くなる傾向があります。それに伴い、加齢による妊孕性（妊娠するための力）の低下が指摘されており、妊娠を希望してもなかなかかわないケースも見受けられます。

「不妊症」とは、妊娠を希望し、避妊をしないで性交を繰り返している男女が、おおむね1年以上妊娠しない状態を指しますが、これは女性だけの問題ではありません。WHO

の調査によると、不妊の原因の約半数は男性側にもあるとされ、男女双方に関係する問題です。さらに、検査をしても原因が分からないケースも少なくありません。

実際、約4・4組に1組の夫婦が不妊検査や治療を経験しているというデータもあり、不妊症等に対する支援の必要性は高まっています。2022年度からは不妊治療への保険適用が始まり、体外受精や顕微授精といった高度な生殖補助医療による治療も広く行われるようになりました。現在、生殖補助医療による出生は約9人に1人の割合に達し、その数は年々増加しています。不妊治療は、もはや特別なものではなく、身近な医療となつて

います。

しかし、兵庫県の調査では、不妊治療を受ける人の多くが「経済的負担」や「仕事との両立」に悩んでいると回答しています。治療は長期化することもあり、心身への負担が大きい上、相談体制や周囲の理解が不足しているため、治療を断念するケースも少なくありません。さらに、当事者からは「もっと早く不妊症について知りたかった」「自分が不妊治療をするとは思わなかった」「スタートが遅れ、後悔している」といった切実な声も寄せられています。

こうした背景を踏まえ、兵庫県は2023年度に「不妊治療支援検討会」を設置し、当

事者や専門家の意見を伺いながら現状や課題について議論を重ねました。同検討会の中間報告書では「安心して不妊治療を受けられる環境を継続的に整備するための枠組みが必要」と提言され、全国に先駆けて「不妊症等に関する支援推進条例」を制定する方針を固めました。

不妊治療はプライバシーに関わるため、周囲に言いつらい、言いたくない方も少なくありません。しかし、不妊治療は想像以上に身近であり、介護や子育てと同じように誰もが関係し得る事柄です。県が応援の姿勢を条例として示すことは、当事者だけでなく関係者にとっても追い風となり、孤立せず安心して治療に向き合える社会づくりの一助になると考えました。

この条例は2025年7月に施行されましたが、制定過程においては120件を超えるご意見をいただき、検討会にて一つひとつ原案に反映し、作り上げました。県民のみならずを始め、行政・医療・企業・教育関係者が一体となって、社会全体で不妊症等に関する支援を推進するための土台となっています。

2 条例の中身を簡単に解説

本条例は、前文と5章18条で構成され、「安心して不妊治療等を受けられる環境づくり」

を目指しています。特徴的なのは、罰則規定を設けず、努力義務を基本とする理念条例である点です。これは、多くの関係者が関わる中でバランスを取りながら、当事者支援と社会全体の理解促進を重視した設計となっています。(図表1参照)

また、不妊治療支援だけでなく、治療と仕事の両立やプレコンセプションケア(男女共に性や健康に関する知識を持ち、妊娠及び出産の希望を含む自らの将来を考え、健康管理を行うこと)など、関連する項目を体系的に整理し、条例に反映しています。

さらに、理念条例ではありませんが、施策の具体化と実効性を担保するため、県の計画策定も規定しています。

主なポイントは次のとおりです。

(1) 前文

加齢による妊孕性低下や不妊症等の原因が男女双方にあることを踏まえ、結婚・妊娠・出産の自由を尊重しつつ、社会全体で支援を推進する趣旨を明記しました。

不妊症等について「女性だけの問題」や「子どもがいる人には関係ない」という誤解や「聞いたことはあるけどよく分からない」「どのような対応ができるのか分からない」といった知識や理解不足を解消することも目的としています。

(2) 第1章 総則

- ・ 定義…「生殖補助医療」「プレコンセプションケア」など専門用語を明確化
- ・ 基本理念…年齢・性別・心身の状態に応じた支援を受けられる環境整備を目指し、関係者と協働する方針を確認

- ・ 役割分担…県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者、県民それぞれの役割を明示

(3) 第2章 不妊治療等の充実とプレコンセプションケア等の推進

- ・ 不妊治療…医療関係者の連携や先進医療の提供体制の充実
- ・ プレコンセプションケア…妊娠・出産・不妊症に関する知識普及と健康管理の推進

- ・ 定期健診…普及啓発と環境の整備

(4) 第3章 支援環境の整備

- ・ 相談機能の強化…当事者だけでなく、関係する周囲の人も含め、支援を希望する人が相談できる体制の整備
- ・ 治療と就労の両立…柔軟な働き方や職場理解の促進

(5) 第4章 計画の策定

各章の取組を推進し、施策の具体化を図るため、県計画にて必要な事項を定めることとされています。

(6) 第5章 雑則

行政・財政上の必要な措置を講じること

図表1 条例の概要

Hyogo Prefecture

兵庫県「不妊症等に関する支援推進条例」(概要)

I 条例制定の方針

令和5年度不妊治療支援検討会の中間報告書において提言された、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための枠組みとして、不妊症等の対策に特化した条例を制定し、課題解決に向けた基盤を強化する。

II 条例制定の目的(考え方)

- (1) **基本姿勢の見える化**・・・当事者に寄り添った環境を整備するため、県としての基本姿勢を明確化
- (2) **共通意識の醸成**・・・各関係者(行政、医療関係者、事業者、教育関係者、県民)に求められる役割を整理
- (3) **施策の実効性を担保**・・・条例として明文化することで継続的・体系的な取組みを推進

III 条例の構成

項目	内容	補足
前文	現状と条例策定趣旨	
第1章 総則	条文用語の定義、基本理念、県・市町・医療関係者・事業者・教育関係者・県民の役割	罰則規定なし
第2章 不妊治療の充実、プレコンセプションケア及び定期健診等の推進	不妊治療の充実、プレコンセプションケアの推進、定期健診等の推進等	体系的に取り組む項目として整理
第3章 不妊症等に関する支援に係る環境の整備	相談機能の強化、不妊治療等と就労の両立等	
第4章 不妊症等に関する支援を推進するための計画の策定	法令等に基づく県の不妊治療等に関する計画への位置づけ	施策の具体化
第5章 雑則	行財政上の措置等	
附則	施行期日	令和7年7月1日から施行

規定しています。

3 これまでの取組と未来への展望

兵庫県は条例制定に先立ち、専門相談窓口の設置、保険適用外の先進医療への助成、市町と連携した不妊検査費助成など、当事者負担の軽減に努めてきました。

特に、妊活を応援する「妊活はじめの一步。」(図表2)、若者世代向けのライフプランニングと健康管理を応援する「プレコンはじめの一步。」(図表3)といったポータルサイトは大きな反響を呼び、全国の自治体や企業様から「動画を研修に使いたい」「タブロイドをイベントで配ってもよいか」といった声をいただいています。出典を明示すれば、すべてのコンテンツを自由に活用いただけますので、ぜひご覧ください。

また、条例を踏まえて治療と仕事の両立支援にも取り組んでいます。兵庫県には中小企業が多く、業種や企業規模によって、意識や抱える課題も千差万別で、他の企業の好事例を紹介しながらも、個別に企業の状況に応じて対応する必要があります。まず「何が必要で、何が対応できるのか」といった課題抽出から、休暇制度等の設計や理解促進セミナー等の実施まで、企業の相談に対応する伴走型

支援も開始しています。

「治療を諦めない」ためには、行政だけでなく医療や企業、そして私たち一人一人の理解が欠かせません。不妊症等は誰にでも起こり得るものであるからこそ、社会全体で理解し、支援することが重要です。

不妊治療における治療費負担、職場理解、地域格差など引き続き向き合うべき課題は多岐にわたります。兵庫県は条例化という形で課題に切り込みましたが、第一歩であり、ここからがスタートです。県民の皆さんが「子どもを持ちたい」という希望を持たれた際に、その願いをかなえられる社会の実現に努めていきます。

4 あなたにできること

不妊治療は、決して特別なことではありません。あなたの周りにも不妊治療に取り組む中で悩みを抱えている人がいるかもしれません。理解し、寄り添うこと——それが、この条例を制定した意味の一つでもあります。

図表2 妊活はじめの一步



こんなお悩み、ありませんか？

結婚して1年経つけど
妊娠なくて心配…

最近“妊活”が
話題になって、
ちょっと気になる。

不妊症や
治療のことを
知りたいな。



近くに
相談窓口は
あるのかな？

図表3 プレコンはじめの一步

